

社会福祉法人 中央正聖愛育会 法人役員会費用弁償・役員報酬規程

（趣旨）

第1条 この規定は社会福祉法人 中央正聖愛育会の役員会（理事会・評議員会）における役員会の費用弁償及び報酬に関する基準を定める。

（目的）

第2条 この規程は本法人の役員会（理事会・評議員会）における役員会の職務上の報酬支給及び費用弁償することにより、その責務を明確にすることを目的とする。

（役員交通費）

第3条 役員会に（理事会・評議員会）に出席した役員に対し交通費3,000円を支給する。

2 理事、幹事、評議員が公務のため出張したときは、職員旅費規程に準じ支給する。

（報酬）

第4条 役員については、原則無報酬とする。

（会議に必要な費用）

第5条 会議に食事が必要な場合、食事の費用は本法人が負担する。ただし1人あたり5,000円を基準とする。

（実施規定）

第7条 この規定に定めのない事項について急を要する場合は、理事長が当該役員と協議の上、状況に応じて対応し理事会に報告するものとする。

（改定）

第8条 この規定の改正は理事会の決議により行う。

附則

この規定は平成15年12月 1日より施行する。

この規定は平成29年12月 7日より施行する